

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 1 日

四万十市長 山下 元一郎



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
岩田 集 1	四万十市岩田字イチゴ坂 2814-1 四万十市岩田字上土居上ノ駄場 2767-イ-2、2768	225-11-1 225-9-2~5	山林	0.62	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
岩田 集 2	四万十市岩田字東喜庵谷東平 2548-ロ	176-10-3	山林	0.70	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
岩田 集 3	四万十市岩田字川原山 2565	176-11-7	山林	0.30	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
岩田 集 4	四万十市岩田字東喜庵谷東平 2549-イ 四万十市岩田字中東喜庵谷西平 2553-イ、ホ	176-10-5 176-10-16	山林	1.13	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
岩田 集 5	四万十市岩田字ナダ山 2535-5	176-9-10	山林	0.2185	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
岩田 集 6	四万十市岩田字ソ子南平 2811	225-10-9~15	山林	1.34	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
岩田 集 7	四万十市岩田字川原山 2559	176-11-1 176-11-2	山林	1.18	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
岩田 集 8	四万十市岩田字真光寺ノハナ 2832-1	225-11-13	山林	0.13	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
岩田 集 9	四万十市岩田字入道東平 2525-3 四万十市岩田字入道 2525-1	176-9-1 176-8-5	山林	1.514	2025 年 12 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで	

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。